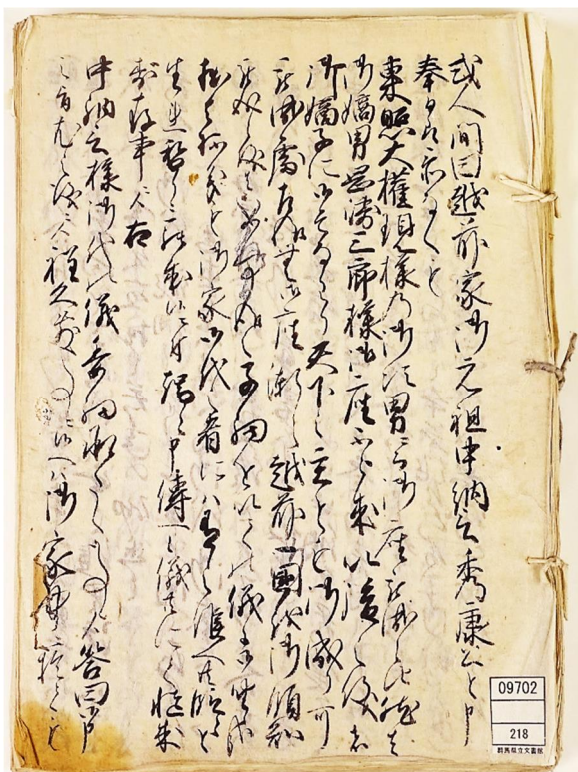




〔越前家御元祖中納言秀康公事蹟〕

(近世カ)

八木家に伝来した、結城秀康の事績を問答形式で記した文書。八木家が仕えた松平大和守家は、家康次男の結城秀康を家祖としている関係から、この史料が八木家に伝来したものと考えられます。

史料中、徳川家世子として天下の主にもなりながら、なぜ越前一国を領知するにとどまったのか、太閤秀吉の養子となり寵愛を受けていたにも関わらず、なぜ結城家へ遣わされたのかなど、秀康にまつわる種々の疑問が投げかけられ、これに対する答えを記す形で、その功績をたたえています。

八木健次家文書 P09702 No.218

〔越前家御元祖中納言秀康公事蹟〕 (近世カ)

《釈 文》※表紙

或人問曰、越前家御元祖、中納言秀康公と申奉るは、忝なくも

東照大権現様乃御次男^ニ而御座被^レ成候由、然^者

御嫡男岡崎三郎様御座不^レ被^レ成、以後之儀^者

御嫡男に御そなわり、天下之主とも御成り可^レ

被^レ成處、左様無^ニ御座、漸々越前一国を御領知

被^レ成候儀^者如何様之子細を以ての儀に御座候哉、

拙者忝義も御家御代之者にハ有^レ之候へ共、段々と

生れ替り^ニ被^レ成候^ニ付、端^ニ申伝へ候儀共にて慥成

寄^レ存事^ニ候、右

中納言様御代の儀、委細承たく事^ニ候、答曰、御申之旨尤之儀^ニ候、猶久敷事^ニ候へハ、御家中^ニ於ても

〔越前家御元祖中納言秀康公事蹟〕（近世カ）

《釈文》

公御聞^ニ成候て、夫^者成政か心得違なり、
秀康事ハ、家康子^ニて候を、我等養子
にいたし候故、弓矢かた氣ハ此秀吉^ニ
似て其通りなるわと御申候なり、問曰、

右之通 秀康公の御事を、大閤にも御秘
藏に被^レ遊ながら、いかなる子細を以 結城の
家^江被^レ遣たる儀に候や、答曰、秀吉公の事は
小身之時方勝れて大機なる生れ付の人^ニて、
其上武運にも相叶大身となり、殊更信長
公他界ましましける以後^者、段々と弓
矢に取募^リ李^リ上方^リ辺にて十五ヶ国計も手に
入申^ニ付、性^精々は關東・奥州迄も仕置有か
へきとの志有^レ之といえとも、

権現様の御事は新田源氏の御正流^ニて
御家柄と申、其上御年若之時分武田・北
條の両家を初、諸方の敵と御出会被^レ成候^而も
負軍と申儀を一度も不^レ被^レ遊、就中遠州
三方^マま原、江州姉川の御一戦、越前金ヶ崎の御退
などの儀ハ天下の武士の褒事にいたし、舌をふ
るい申、たとへなる御武略強き御大将^ニて
殊に御年盛と申、其上御身之上とても

御本国三河遠州・甲斐・駿河、合て四ヶ国を御
領知被^レ成候を以、秀吉公にも

権現様之事をへかたのこと、ふか^ミ入、思ひ

